

# 貸借対照表の記載例

当該事業年度の末日を記載してください。

## 貸借対照表

××年×月×日現在

法人の名称 特定非営利活動法人 ○○○○

※科目は適宜、追加してください。

(単位:円)

科目		金額	
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	112,950		
未収金	50,000		
流動資産合計		162,950	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具	1,500,000		
什器備品	200,000		
有形固定資産計	1,700,000		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	110,000		
無形固定資産計	110,000		
(3) 投資その他の資産			
敷金	160,000		
○○特定資産	0		
投資その他の資産計	160,000		
固定資産合計		1,970,000	
資産合計			2,132,950
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	130,000		
前受民間助成金	500,000		
預り金	35,000		
流動負債合計		665,000	
2. 固定負債			
長期借入金	1,300,000		
退職給付引当金	100,000		
固定負債合計		1,400,000	
負債合計			2,065,000
<b>III 正味財産の部</b>			
前期繰越正味財産		50,000	
当期正味財産増減額		17,950	
正味財産合計			67,950
負債及び正味財産合計			2,132,950

「負債及び正味財産合計」と金額が一致することを確認してください。

前事業年度貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認してください。

「資産合計」と金額が一致することを確認してください。

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認してください。

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「III 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」に区分して表示することが望ましいです。表示例は以下のとおりです。

- I 資産の部
- 1 流動資産
- .....
- II 負債の部
- .....
- III 正味財産の部
- 1 指定正味財産
- 指定正味財産合計
- 2 一般正味財産
- 一般正味財産合計

×××

○○○

用途等が制約された寄附金等の残高を記載してください。

※ 計算書類の注記を作成する場合は「計算書類の注記の記載例」を、貸借対照表の科目については「貸借対照表の科目例」を参照してください。

## 貸借対照表の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめても構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	
未収金	商品の販売によるものも含む。
棚卸資産	商品、貯蔵品等として表示することもできる。
短期貸付金	返済期限が事業年度末から1年以内の貸付金。
前払金	
仮払金	
立替金	
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で流動資産に属するもの。目的を明示する。
貸倒引当金(△)	
2. 固定資産	
(1) 有形固定資産	
建物	土地、建物等実体があり、長期にわたり事業用に使用する目的で保有する資産。
構築物	建物付属設備を含む。
車両運搬具	
什器備品	
土地	
建設仮勘定	工事の前払金や手付金等、建設中又は制作中の固定資産。
(2) 無形固定資産	具体的な存在形態を持たないが、事業活動において長期間にわたり利用される資産。
ソフトウェア	購入あるいは制作したソフトの原価。
(3) 投資その他の資産	余裕資金の運用のための長期的外部投資や、貸付金等長期債権から構成される資産
投資有価証券	長期に保有する有価証券。
敷金	返還されない部分は含まない。
差入保証金	返還されない部分は含まない。
長期貸付金	返済期限が事業年度末から1年を超える貸付金。
長期前払費用	
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で固定資産に属するもの。目的を明示する。
II 負債の部	
1. 流動負債	
短期借入金	返済期限が事業年度末から1年以内の借入金。
未払金	商品の仕入れによるものも含む。
前受金	
仮受金	
預り金	
2. 固定負債	
長期借入金	返済期限が事業年度末から1年を超える借入金。
退職給付引当金	退職給付見込額の期末残高。
III 正味財産の部	
1. 正味財産	
前期繰越正味財産	
当期正味財産増減額	

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「III 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」とに区分してそれぞれを勘定科目として表示し、当該寄附金等を前者に計上することが望ましいです。